

学校いじめ防止基本方針

岩手県立福岡高等学校

【Ⅰ いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方】

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などの深刻な問題の原因となるおそれがあるものである。また、最近の「インターネット上のいじめ」は、周りが気付かないところで静かに根深く進行していくため、大きな問題となっている。いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、「いじめは絶対に許されない」との意識をもち教職員・関係する大人がそれぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

本校では、いじめを生まない環境を築くとともに、いじめの問題を一人の教職員が抱え込んだり、一人で判断したりするのではなく、これに対して学校が一丸となって組織的に取り組む。さらに家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、心豊かで安心・安全な学校生活を送ることができるような教育活動を推進する。

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項及び同第3項】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

3 いじめ解消の定義【岩手県いじめ防止等のための基本的な方針第3の3（3）（平成29年9月改訂）】

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの条件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）。
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 いじめの態様（具体例）の確認

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品を要求される。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【Ⅱ いじめの未然防止のための取組】

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒自身が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる環境づくりに取り組む。

- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人一人が活躍し認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) すべての教育活動が、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うことに資するよう、工夫充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) ホームルーム活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) ホームルームの諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業や SST（ソーシャルスキルトレーニング）をととして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等の対策を実効的に行うため、次のように「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、教育相談室長、各学年主任、養護教諭

(2) 取組内容

- ア 未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- イ 情報の収集と記録を行い、共有するための窓口となる。
- ウ 事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- エ 被害生徒の支援、加害生徒への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に行う。
- オ いじめ防止基本方針の策定、年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- カ いじめにかかわる研修会を年複数回計画し、実施する。

(3) 開催時期

各学期2回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅宣言」等の取組
- (2) 生徒会行事への取組による好ましい人間関係づくり
- (3) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページ等に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学年通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 学校公開に積極的に取り組み、生徒の学校における活動状況を公開する。

6 教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し（２回）、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

【Ⅲ いじめの早期発見のための取組】

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、学級日誌や学習の記録等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査 年４回（６月、９月、１１月、２月）
 - (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年２回（６月、１１月）
 - (3) 学級担任による個人面談 随時
- ※(1)および(2)は生活アンケートを兼ねる場合も含む。

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。
本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

○日常のいじめ相談（生徒及び保護者）	全教職員対応
○スクールカウンセラーの活用	保健厚生課（教育相談）・養護教諭
○地域からのいじめ相談窓口	副校長
○インターネット上でのいじめに関する相談	学校または二戸警察署（TEL29-0110）
○他の窓口	
・二戸市教育相談員	TEL 23-3111（内線 585）
・二戸市少年センター	TEL 23-1313
・24時間いじめ相談電話（県教委）	TEL 019-623-7830
・少年サポートセンター（岩手県警察）	TEL 019-651-7867
・24時間子供ＳＯＳダイヤル（文部科学省）	TEL 0120-0-78310

【Ⅳ いじめの問題に対する早期対応】

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるか、を適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援を行う。また、いじめを行った生徒への再発防止の指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、いじめられた生徒の安全を確保する措置と安心して教育を受けるために必要だと思われる措置を適切に講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、岩手県教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、岩手県教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

【Ⅴ 重大事態への対処】

- 1 重大事態とは【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項および同第2項】
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 重大事態の報告
 - (1) 重大事態が発生した場合、学校は速やかに学校の設置者（岩手県教育委員会）に報告する。
 - (2) 生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして対処する。
- 3 重大事態の調査
 - 学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

 - (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
 - (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
 - (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
 - (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。（関係者の個人情報に配慮する）
 - (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
 - (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
 - 学校の設置者（岩手県教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

【Ⅵ 学校評価】

- いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
- (1) いじめの未然防止にかかわる取組に関すること。
 - (2) いじめの早期発見にかかわる取組に関すること。

【Ⅶ その他】

- 1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止はもとより、日々の教育活動に適切に取り組んでいけるよう、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。
- 2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

付則 この方針は平成 26 年 9 月 1 日施行とする

平成 28 年 2 月 1 日一部改正

平成 30 年 2 月 1 日一部改正

平成 31 年 2 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正